### 仙台市交通局引越助成金交付要綱

(令和7年6月11日 管理者決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県外(以下「県外」という。」に居住する世帯の世帯員が仙台 市交通局(以下「局」という。)の路線バス運転士又は教習生(以下「路線バス運転士 等」という。)として採用され、仙台市(以下「本市」という。)に転入する際に、転 入に要する経費等を助成することに関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 引越業者 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号) 第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者又は同法第36条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業の届出をした者をいう。
  - (2) 単身世帯 世帯員が世帯主だけで構成される世帯をいう。
  - (3) 複数人世帯 世帯員が二人以上で構成される世帯をいう。

#### (助成対象者)

- 第3条 助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、第一号に掲げる者で、かつ、第二号から第四号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、仙台市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が特別に認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 局の実施する路線バス運転士等の採用試験又は採用選考の合格通知を受け、局が指定する期日までに、第6条に定める仙台市交通局引越助成金交付申請書(様式第1号)を提出した者
  - (2) 局で就労する意思がある者
  - (3) 本市に転入し、定住の意思がある者
  - (4) この助成金の申請後に本市の住民基本台帳に記録される者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、対象とならないものとする。
  - (1) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者
  - (3) その他管理者が不適当と認めた者

#### (対象経費等)

第4条 交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が実施する県外から本市への引越に際し、助成対象者又は同一世帯内の者が引越業者に支払った引越費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

## (助成金の交付額及び限度額)

- 第5条 助成金の交付額は、前条における助成対象経費の4分の3相当額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、助成金の限度額は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 単身世帯 300,000円
  - (2) 複数人世帯 500,000円

## (交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象経費が生じる前に、仙台市交通局引越助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。
  - (1) 仙台市内で居住予定の住宅位置図
  - (2) 引越費用に係る見積書の写し
  - (3) 転入予定者全ての住民票(マイナンバーの記載のないもの)の写し
  - (4) その他管理者が必要と認める書類

# (助成金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書類の内容について審査を行った上で、助成金交付の可否を決定し、仙台市交通局引越助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

#### (交付申請内容の変更及び交付変更決定)

- 第8条 前条の規定による通知を受けた者は、交付決定を受けた後、第6条による交付申請書の内容を変更しようとするときは、仙台市交通局引越助成金交付変更申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。ただし、交付申請後の引越業者による値引き等に起因した交付申請額の変更については、第10条に定める完了報告書の提出をもってこれに代えることができる。
  - (1) 引越費用に係る見積書の写し
  - (2) その他交付申請の内容変更に関する資料
- 2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合において、速やかに申請書類の内容について審査を行った上で、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、仙台市交通

局引越助成金交付変更決定通知書(様式第4号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(中止)

第9条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた後において、助成対象である引越(以下「助成対象事業」という。)を中止しようとするときは、中止届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

#### (完了報告)

- 第10条 交付決定を受けた者は、助成対象事業が完了した場合、局に採用された日から 起算して30日を経過した日までに、完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添 えて、管理者に提出しなければならない。
  - (1) 仙台市内で居住する住宅の位置図
  - (2) 引越費用に係る領収書の写し
  - (3) 本市への転入者全ての住民票(マイナンバーの記載のないもの)の写し
  - (4) その他管理者が必要と認める書類

# (完了検査)

第11条 管理者は、前条の完了報告書が提出されたときは、当該書面をもって助成対象 事業の検査を行うものとする。この場合において、管理者は、必要があると認めるとき は、交付決定を受けた者、その他の関係者に報告を求め、又は実地調査を行うことがで きる。

## (助成金額の確定)

第12条 管理者は、前条の検査の結果、実施された助成対象事業の内容が、適当と認め られるときは、助成金の交付額を確定し、仙台市交通局引越助成金確定通知書(様式第 7号)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた者が助成金の支払を受けようとするときは、仙台市交通局引越助成金交付請求書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

#### (助成金の交付方法)

第14条 管理者は、前条の規定による助成金の請求があった場合はその内容を審査し、 適正であると認めるときには、助成金を交付するものとする。 (交付決定の取消し及び助成金の返還)

- 第15条 管理者は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付 決定を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
  - (2) 交付申請時点から局で継続的に就労する意思がないとき
  - (3) 前号に掲げるもののほか管理者が助成金の交付を不適当と認めたとき
- 2 管理者は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定を受けた者に対し、仙台市交通局引越助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、交付決定を受けた者に対し、仙台市交通局引越助成金返還命令書 (様式第10号)により、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により、助成金の返還通知を受けた者は、指定された期日までに助成金を返還しなければならない。

## (助成金の返還に係る遅延損害金)

- 第16条 交付決定を受けた者は、助成金の返還の命令を受けた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の助成金の額を控除した額)につき、遅延損害金約定利率(交付決定日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率をいう。)を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。
- 2 前項の規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満である時は遅延損害金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月11日から実施する。